



# 金 沢 市 公 報

第 2 7 9 6 号

平成26年(2014年)5月12日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

|  |     |
|--|-----|
| ◎ 目 次  | ページ |
| ● 告 示  |     |
| ○金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について<br>(歩ける環境推進課)                   | 1   |
| ○平成26年告示第110号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部改正について<br>( " ) | 1   |
| ○国土調査法の規定に基づく地籍調査の実施について<br>(農業基盤整備課)                                | 2   |
| ○地縁による団体の告示された事項の変更について<br>(市民協働推進課)                                 | 2   |
| ○介護保険法の規定に基づく地域包括支援センターの設置者の名称の変更について<br>(長寿福祉課)                     | 3   |

|   |   |
|---|---|
| ● 公 告                                       |   |
| ○住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況について<br>(市民課)             | 4 |
| ○浄化槽保守点検業者の登録の更新について<br>(環境指導課)             | 4 |
| ○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について<br>( " )             | 4 |
| ● 選挙管理委員会公告                                 |   |
| ○選挙人名簿の抄本等の閲覧状況について<br>(選挙管理委員会)            | 4 |
| ● 公営企業告示                                    |   |
| ○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について<br>(経営企画課)   | 5 |
| ○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について<br>( " ) | 5 |

## 告 示

●金沢市告示第165号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第17条第1項の規定により、次の施設を暫定自転車等駐車場として指定したので、同条第2項の規定により告示します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 名 称                   | 位 置           | 駐車できる自転車等の区分 | 入場及び出場の時間         | 利用に供する期間                     |
|-----------------------|---------------|--------------|-------------------|------------------------------|
| 金沢市営香林坊せせらぎ通り暫定自転車駐車場 | 金沢市香林坊2丁目1番地先 | 自転車          | 午前10時から<br>午後9時まで | 平成26年5月12日から<br>平成27年3月31日まで |

備考 この表において「自転車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車(2輪又は3輪のものに限る。)及び身体障害者用の車いすをいう。

●金沢市告示第166号

平成26年告示第110号(金沢市自転車等駐車場条例の規定に基づく暫定自転車等駐車場の指定について)の一部を次のように改正する。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

表中

|                  |                |                |                   |                             |   |
|------------------|----------------|----------------|-------------------|-----------------------------|---|
| 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場 | 金沢市広岡1丁目116番地1 | 自転車<br>原動機付自転車 | 午前零時から<br>午後12時まで | 平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで | を |
|------------------|----------------|----------------|-------------------|-----------------------------|---|

|                      |                    |                                       |                   |                             |
|----------------------|--------------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------------------|
| 金沢市営金沢駅西暫定<br>自転車駐車場 | 金沢市広岡1丁目116<br>番地1 | 自転車<br>原動機付自転車<br>小型自動二輪車<br>大型自動二輪車等 | 午前零時から<br>午後12時まで | 平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで |
|----------------------|--------------------|---------------------------------------|-------------------|-----------------------------|

に

改める。

●金沢市告示第167号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定により、地籍調査を実施するので、同法第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 事業計画が告示された年月日  
平成26年4月25日
- 2 調査を実施する者の名称  
金沢市
- 3 調査地域

| 名 称    | 地 域 の 範 囲                    |
|--------|------------------------------|
| 崎浦第4地区 | 銚子町、上中町、金川町、浅川町及び太陽が丘一丁目の各一部 |

- 4 調査期間  
平成26年5月12日から平成27年3月31日まで

●金沢市告示第168号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 区 分            | 変更事項                  | 変 更 前                   | 変 更 後                   | 変更年月日     |
|----------------|-----------------------|-------------------------|-------------------------|-----------|
| 観法寺町会          | 主たる事務所<br>の所在地        | 金沢市観法寺町ろ58番地8           | 金沢市観法寺町リ72番地10          | 平成26年4月6日 |
|                | 代表者の氏<br>名及び住所        | 越野 他計志<br>金沢市観法寺町ろ58番地8 | 吉田 久紀<br>金沢市観法寺町リ72番地10 |           |
| 窪町会            | 代表者の氏<br>名及び住所        | 東出 信行<br>金沢市窪2丁目362番地   | 桐原 公郎<br>金沢市窪2丁目226番地14 | 平成26年4月1日 |
| 蓮如町町会          | 主たる事務所<br>の所在地        | 金沢市蓮如町ハ8番地甲             | 金沢市蓮如町ハ13番地乙            | 平成23年4月1日 |
|                | 代表者の氏<br>名及び住所        | 東田 與吉<br>金沢市蓮如町ハ8番地甲    | 木村 定雄<br>金沢市蓮如町ハ13番地乙   |           |
|                | 主たる事務所<br>の所在地        | 金沢市蓮如町ハ13番地乙            | 金沢市蓮如町ハ56番地2            | 平成24年4月1日 |
|                | 代表者の氏<br>名及び住所        | 木村 定雄<br>金沢市蓮如町ハ13番地乙   | 山本 良一<br>金沢市蓮如町ハ56番地2   |           |
|                | 主たる事務所<br>の所在地        | 金沢市蓮如町ハ56番地2            | 金沢市蓮如町ハ27番地             |           |
| 代表者の氏<br>名及び住所 | 山本 良一<br>金沢市蓮如町ハ56番地2 | 小村 和夫<br>金沢市蓮如町ハ27番地    |                         |           |

|            |            |                          |                          |            |
|------------|------------|--------------------------|--------------------------|------------|
|            | 主たる事務所の所在地 | 金沢市蓮如町ハ27番地              | 金沢市蓮如町ハ4番地1              | 平成26年4月1日  |
|            | 代表者の氏名及び住所 | 小村 和夫<br>金沢市蓮如町ハ27番地     | 木村 義一<br>金沢市蓮如町ハ4番地1     |            |
| 押野東町会      | 代表者の氏名及び住所 | 西田 修<br>金沢市押野1丁目287番地    | 因幡 友彦<br>金沢市押野1丁目163番地   | 平成26年4月13日 |
| 日和町町会      | 主たる事務所の所在地 | 金沢市金石北4丁目7番26号           | 金沢市金石北4丁目5番9号            | 平成26年4月7日  |
|            | 代表者の氏名及び住所 | 安藤 秀章<br>金沢市金石北4丁目7番26号  | 岩本 俊之<br>金沢市金石北4丁目5番9号   |            |
| 四十万同心会     | 代表者の氏名及び住所 | 吉田 俊憲<br>金沢市四十万4丁目236番地  | 松田 真一<br>金沢市四十万4丁目64番地1  | 平成26年4月1日  |
| 土清水第二町会    | 代表者の氏名及び住所 | 森 正俊<br>金沢市土清水3丁目138番地1  | 浅加 尚義<br>金沢市土清水3丁目37番地   | 平成26年4月13日 |
| 若谷町会       | 代表者の氏名及び住所 | 藪 修市<br>金沢市若松町3丁目83番地    | 前田 博<br>金沢市若松町3丁目226番地   | 平成26年4月6日  |
| 住吉町会       | 代表者の氏名及び住所 | 小高 裕<br>金沢市住吉町ホ126番地     | 吉田 主税<br>金沢市住吉町ホ127番地    | 平成26年4月1日  |
| 大野町1丁目町会   | 代表者の氏名及び住所 | 橋本 忠彦<br>金沢市大野町1丁目30番地   | 斉田 辰雄<br>金沢市大野町4丁目カ9番地3  | 平成26年4月16日 |
| 大野町2丁目町会   | 代表者の氏名及び住所 | 紺田 健司<br>金沢市大野町2丁目39番地   | 吉本 正<br>金沢市大野町2丁目45番地1   | 平成26年4月6日  |
| 大野町3丁目町会   | 代表者の氏名及び住所 | 蒲生 隆夫<br>金沢市大野町3丁目31番地   | 山森 景一<br>金沢市大野町3丁目43番地   | 平成26年4月1日  |
| 大野町4丁目東町会  | 代表者の氏名及び住所 | 戸田 康弘<br>金沢市大野町4丁目185番地8 | 灘村 勲<br>金沢市大野町4丁目カ159番地6 | 平成26年4月9日  |
| 大野町5丁目町会   | 代表者の氏名及び住所 | 番井 吉一<br>金沢市大野町5丁目57番地   | 井村 年郎<br>金沢市大野町5丁目13番地   | 平成26年4月1日  |
| 大野町6丁目町会   | 代表者の氏名及び住所 | 中村 司<br>金沢市大野町6丁目77番地1   | 山田 俊司<br>金沢市大野町6丁目21番地   | 平成26年4月1日  |
| 大野町7丁目第1町会 | 代表者の氏名及び住所 | 磯端 安博<br>金沢市大野町7丁目153番地  | 高島 耕一郎<br>金沢市大野町7丁目150番地 | 平成26年4月3日  |
| 大野町7丁目第2町会 | 代表者の氏名及び住所 | 木嬰 公志<br>金沢市大野町7丁目101番地  | 川崎 敏弘<br>金沢市大野町7丁目68番地   | 平成26年4月3日  |

●金沢市告示第169号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第7項において準用する同法第69条の14第2項の規定により、地域包括支援センターの設置者からその名称の変更の届出があったので、同法第115条の46第7項において準用する同法第69条の14第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 設置者の名称          |                  | 地域包括支援センターの名称    | 地域包括支援センターの所在地 | 変更年月日     |
|-----------------|------------------|------------------|----------------|-----------|
| 変更前             | 変更後              |                  |                |           |
| 社団法人全国社会保険協会連合会 | 独立行政法人地域医療機能推進機構 | 金沢市地域包括支援センターもろえ | 金沢市沖町ハ15番地     | 平成26年4月1日 |

## 公 告

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条第3項及び第11条の2第12項の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

日時 平成26年5月21日から同年6月3日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市市民局市民課

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称                          | 所 在 地           | 登録年月日      |
|------|------------------------------|-----------------|------------|
| 76   | 中日本ハイウェイ・エンジニアリング<br>名古屋株式会社 | 名古屋市中区錦1丁目8番11号 | 平成26年5月12日 |

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成26年5月12日

金沢市長 山 野 之 義

| 登録番号 | 名 称          | 所 在 地                | 変更登録年月日    |
|------|--------------|----------------------|------------|
| 52   | 株式会社日立ビルシステム | 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地 | 平成26年4月22日 |

## 選挙管理委員会公告

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項（同法第30条の12において準用する場合を含む。）の規定により、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの期間における選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧の状況を次の日時及び場所において公表します。

平成26年5月12日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

日 時 平成26年5月21日から同年6月3日までの間

（ただし、日曜日及び土曜日を除く。）

午前9時から午後5時45分まで

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

公 営 企 業 告 示

●金沢市公営企業告示第15号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月12日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 平成26年1月1日から同年3月31日までの原料の平均価格等
  - (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 89,060円
  - (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 105,090円
  - (3) 1トン当たり平均原料価格 91,160円
- 2 原料価格変動額 27,400円  
 算式 91,160円（1トン当たり平均原料価格）－ 63,730円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 27,400円（100円未満切捨て）
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額＋27,400円（原料価格変動額）／100円×0.082円  
 この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に22.46円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- 4 平成26年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表  
 （基本料金については、変動ありません。）

|   | 基本料金<br>（1箇月につき） | 調整単位料金<br>（1立方メートルにつき） |
|---|------------------|------------------------|
| A表<br>（1箇月の使用量が10立方メートルまでの場合）             | 620円             | 249円42銭                |
| B表<br>（1箇月の使用量が10立方メートルを超え20立方メートルまでの場合）  | 640円             | 247円42銭                |
| C表<br>（1箇月の使用量が20立方メートルを超え60立方メートルまでの場合）  | 890円             | 234円92銭                |
| D表<br>（1箇月の使用量が60立方メートルを超え130立方メートルまでの場合） | 1,000円           | 233円9銭                 |
| E表<br>（1箇月の使用量が130立方メートルを超える場合）           | 1,650円           | 228円9銭                 |

●金沢市公営企業告示第16号

金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成26年5月12日

金沢市公営企業管理者 糸 屋 吉 廣

- 1 金沢湖陽住宅団地供給地点群
  - (1) 平成26年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格  
 1トン当たり 105,090円
  - (2) 原料価格変動額 17,000円  
 算式 105,090円（1トン当たり平均原料価格）－ 88,000円（1トン当たり基準平均原料価格）＝ 17,000円（100円未満切捨て）
  - (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
 算式 基準単位料金の額＋17,000円（原料価格変動額）／100円×0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に34.68円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。

- (4) 平成26年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 456円51銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 447円41銭                |

## 2 瑞樹団地供給地点群

- (1) 平成26年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 105,090円
- (2) 原料価格変動額 17,000円  
算式  $105,090円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 17,000円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 + 17,000円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に34.68円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 456円59銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 447円49銭                |

## 3 南森本供給地点群

- (1) 平成26年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 105,090円
- (2) 原料価格変動額 17,000円  
算式  $105,090円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 17,000円(100円未満切捨て)$
- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式  $基準単位料金の額 + 17,000円(原料価格変動額) / 100円 \times 0.204円$   
この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に34.68円を加算した額になります（小数点第3位以下切捨て）。
- (4) 平成26年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表  
（基本料金については、変動ありません。）

|                              | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合) | 660円             | 435円36銭                |

|                               |         |         |
|-------------------------------|---------|---------|
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭 | 426円26銭 |
|-------------------------------|---------|---------|

## 4 大浦・東蚊爪供給地点群

- (1) 平成26年1月1日から同年3月31日までの平均原料価格

1トン当たり 105,090円

- (2) 原料価格変動額 17,000円

算式 105,090円(1トン当たり平均原料価格) - 88,000円(1トン当たり基準平均原料価格) = 17,000円(100円未満切捨て)

- (3) 1立方メートル当たり調整単位料金の額

算式 基準単位料金の額 + 17,000円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円

この結果、調整単位料金の額は、基準単位料金の額に34.68円を加算した額になります(小数点第3位以下切捨て)。

- (4) 平成26年6月1日から同月30日までに検針する分に適用される料金表

(基本料金については、変動ありません。)

|                               | 基本料金<br>(1箇月につき) | 調整単位料金<br>(1立方メートルにつき) |
|-------------------------------|------------------|------------------------|
| A表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルまでの場合)  | 660円             | 478円97銭                |
| B表<br>(1箇月の使用量が8立方メートルを超える場合) | 732円80銭          | 469円87銭                |

平成26年(2014年)5月12日 印刷  
平成26年(2014年)5月12日 発行  
定価 120円

発行人  
発行所  
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市  
金 沢 市 役 所  
(株) 共 栄